低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(仮称)

資料

◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏 まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金(仮 称)を支給する。

(1)支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ② ①以外の住民税非課税の子育で世帯 (その他低所得の子育で世帯)
 - ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)

(2)給付額

児童一人当たり一律5万円

(3) 実施主体

ひとり親世帯:都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所設置町村 その他子育て世帯:市町村(特別区を含む)

(4)費用

全額国庫負担(10/10)

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5) スケジュール

① 低所得のひとり親世帯:迅速な支給を実現する観点から、まずは、児童扶養手当受給者について、 支給情報をもとに(申請不要)、可能な限り早期に支給

※ 直近で収入が減少した世帯等についても、申請に基づき支給

② その他低所得の子育て世帯:今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、 申請に基づき支給